

都道府県別の居住地域体感治安と犯罪不安の分析

—人口あたり刑法犯認知件数の効果に注目して—

Prefecture-Level Analysis of Subjective Security and Fear of Crime in Residential Areas: The Effect of Reported Penal Code Offense Cases

山本 功

Isao Yamamoto

1. 体感治安・犯罪不安の調査研究とその論点
2. 調査データについて
3. 分析
4. 考察

<要旨>

2015年7月～9月、全国の運転免許センター等で警察庁による全国統一治安意識調査が実施された。これは、都道府県比較が可能なわが国で初めての体感治安・犯罪不安に関する調査である。この調査データを用い、都道府県を分析単位として人びとの居住地域体感治安と犯罪不安の分析を行った。関心の焦点は、都道府県単位での人口あたり刑法犯認知件数といういわば客観的な犯罪情勢と、体感治安・犯罪不安という人びとの主観とがどれほど乖離するのか、あるいは一致するのかの観察にあった。敷衍すれば「安全」と「安心」がどのような関係にあるのかを明らかにすることでもある。結果として、居住地域体感治安と総合的犯罪不安に関して、人びとの主観はその県の刑法犯認知件数と相当程度一致しており、人びとの居住地域に対する評価はかなりの程度正鵠を射ているものであった。

Since the beginning of the 21st century, criminology literature has focused on the discrepancy between fear of crime, subjective security, and objective security. In 2015, the National Uniform Subjective Security Survey was carried out by the National Police Agency. This questionnaire compared all the prefectures in Japan for the first time. This study aims to observe whether subjective security matched the number of reported penal code offense cases. In this study, prefecture-level correlation and a multiple regression analysis were used to test fear of crime, subjective security of residential areas, and reported penal code offense cases. The results revealed that the fear of crime and subjective security were significantly positively associated with the number of reported penal code offense cases.

1. 体感治安・犯罪不安の調査研究とその論点

警察をはじめとした統制機関による犯罪の認知件数のみならず、人びとの犯罪に対する不安感や、いわゆる「体感治安」が研究や政策課題の俎上によって久しい。Hale(1996)によれば、欧米諸国、とりわけ米国で1960年代から、“fear of crime”として社会調査の対象となり、多くの調査研究がなされるようになったという(Hale 1996:79)。

わが国の体感治安・犯罪不安調査としては、内閣府調査の「治安に関する特別世論調査」(2012)、「治安に関する世論調査」(2006、2004)、法務総合研究所の「犯罪被害実態(暗数)調査」(2000、2004、2008、2012)などがある。また、公益財団法人社会安全研究財団は過去5回にわたって「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」(2002、2004、2007、2010、2014)を蓄積しており、経年変化を捉えることが可能となっている。

社会安全研究財団の調査や、浜井(2007)の調査では、日本全体の治安評価と地域の治安評価を並べてたずねている。その結果、日本全体については治安が悪化しているとの回答が多く、他方、居住地域については「変わらない」という回答が多かった。

浜井・芹沢(2006:51-52)はこう報告している。「2年前と比較して、自分が住んでいる地域と日本全体で犯罪が増えていると思うかと聞いたところ、『とても増えた』と回答した者のうち、自分の住んでいる地域では3.8パーセントだったのに対し、日本全体では49.8パーセントであった」。公益財団法人日工組社会安全財団の調査報告書(2015:43-44)においても、日本全体の治

安に関しては半数以上の人々が「悪くなった」と評価するが、居住地域に関しては1割程度にとどまるという、同様の結果が報告されている。

すなわち、1990年代末から2000年代に言われた「体感治安の悪化」は、日本社会全体に関してのことであって、居住地域に関しては人びとはそうした評価は下していなかった。

「体感治安」「犯罪不安」の悪化という現象は、犯罪研究においては「客観的な犯罪情勢」と「主観的な治安評価」との乖離に焦点があてられ、論じられていた。その代表的な論者は浜井(2004)、浜井・芹沢(2006)、河合(2004)、Best(1999)などである。「体感治安の悪化」のメカニズムの解明が主要な課題として浮上していた。

しかしながら、日本全体の体感治安悪化のメカニズムが関心の焦点であったがゆえに、他方、居住地域の体感治安のメカニズムについては、穏当なものと同閑視されていたきらいがある。日本社会全体に関しては、いかに人びとの「体感」が現実の反映ではなく、別様のメカニズムによって規定されたものか、といった議論がなされていたわけであるが、では、居住地域についての人びとの体感はいかなるものか、ということに関してはまったく検討されてこなかったと言ってよいであろう。

2015年に警察庁が実施した「全国統一治安意識調査」は、都道府県比較が可能な、現時点では唯一の調査である。そこで、この調査データから、人びとの居住地域体感治安のメカニズムを明らかにすることを目指したい。

論点は、日本全体に関する体感治安につ

いての論点と同型である。居住地域の体感治安・犯罪不安はその地域の犯罪情勢をどの程度反映し、どの程度乖離したものを検討する。

第二に、もし居住地域の犯罪情勢と体感治安・犯罪不安が乖離しているとするれば、居住地域の体感治安をどのような要因が規定しているのかを明らかにしていきたい。

2. 調査データについて

本稿は、警察庁による「全国統一治安意識調査」の調査データを分析に用いる。同調査は、2015年7月27日～9月3日に全都道府県の運転免許試験場等（県によっては警察署も含む）で実施された自記式調査である。各県で1,000標本以上を目標数とし、結果として49,844標本を回収した。

この調査結果は、「住民の意識調査に関する有識者研究委員会」報告書（2016）で報告されている。同調査の開発プロセスと意義については若林・松本（2016）が解説しており、さらに、高木（2016）が同調査によってわが国の体感治安を継続的に測定していくことの妥当性について検討している。また、齊藤（2016）はこのデータを用いて女性の犯罪不安と防犯行動について報告している。

3. 分析

調査結果を都道府県別に集計したデータと、警察による刑法犯認知件数等をつきあわせた分析を行っていく。

まず人口あたりの刑法犯認知件数と体感治安・犯罪不安との相関分析を行う。ついで、体感治安・犯罪不安を従属変数とし、人口あたりの刑法犯認知件数とそれ以外の

都道府県の指標を独立変数とした重回帰分析を行っていく。

居住地域体感治安は、以下のように測定された。設問文は「あなたは、お住まいの地域の治安をどの程度だとお感じですか」というものである。回答は、「悪い」を1とし、「どちらともいえない」を3、「よい」を5とした双極5件法である。なお、本調査の調査タイトルは「お住まいの地域の治安に関するアンケート」であり、調査票の冒頭において『『ご自宅から徒歩でおおむね20分以内の地域』をイメージしてお答え下さい』との教示文を示してある。

犯罪不安は、以下のように測定された。設問文は「あなたは、お住まいの地域で、『犯罪被害にあうのではという不安』を感じますか」というものである。回答は、「不安を感じる」を1とし、「不安を感じない」を4とした単極4件法である。罪種別に9項目と「総合的に」とした1項目を設定した。

(1) 刑法犯認知件数と体感治安・犯罪不安の相関分析

調査実施期間が2015年夏であるため、その前年の2014年の刑法犯認知件数を分析に用いた。

人口千人あたりの認知件数を都道府県別に算出し、相関分析を行った。その結果を表1に示した。

表1 居住地域体感治安・総合的犯罪不安と都道府県別刑法犯認知件数（人口あたり）の相関

	居住地域 体感治安	総合的犯 罪不安感	刑法犯	重要犯罪	殺人	強盗	重要窃盗	侵入盗
総合的犯罪不安感	.896**							
刑法犯	-.818**	-.782**						
重要犯罪	-.728**	-.657**	.854**					
殺人	-.525**	-.384**	.604**	.706**				
強盗	-.802**	-.755**	.863**	.852**	.619**			
重要窃盗認知	-.714**	-.704**	.731**	.468**	0.252	.645**		
侵入盗	-.611**	-.593**	.644**	.360*	0.152	.511**	.962**	
暴行	-0.272	-0.258	.355*	0.28	.315*	.352*	0.231	0.181

	居住地域 体感治安	総合的犯 罪不安感	凶悪犯	自動車盗	ひったくり	路上強盗	車上 ねらい	バイク盗
総合的犯罪不安感	.896**							
凶悪犯	-.766**	-.682**						
自動車盗	-.616**	-.623**	.391**					
ひったくり	-.743**	-.695**	.853**	.344*				
路上強盗	-.684**	-.621**	.869**	.398**	.888**			
車上ねらい	-.706**	-.644**	.709**	.595**	.643**	.705**		
バイク盗	-.686**	-.527**	.653**	0.278	.689**	.549**	.585**	
自転車盗	-.695**	-.657**	.879**	0.253	.859**	.828**	.660**	.609**

注1) 犯罪認知件数は警察庁「犯罪統計資料（平成26年1～12月分【確定値】訂正版）」による。

注2) 都道府県別の刑法犯認知件数を、総務省統計局「人口推計（平成26年10月1日現在）」の都道府県人口を用いて人口千人あたりの発生率として相関分析に投入した。

注3) 包括罪種の内訳は、以下のとおりである。重要犯罪：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ。重要窃盗犯：侵入盗、自動車盗、ひったくり及びびすり。凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦。

2 変数間の相関分析の結果では、以下の知見が得られた。まず、人口あたり刑法犯認知件数との相関係数に注目すると、いずれもかなり高い相関であるが、総合的犯罪不安感 ($r = -.78$) よりも、居住地域体感治安 ($r = -.82$) の方が相関が高い。包括罪種や個々の罪種ごとにみても、体感治安の方が相関が高い。自動車盗が唯一の例外である。すなわち、犯罪不安よりも、体感治安の方が刑法犯認知件数との一致度合いが高い。これは、興味深い結果であるように思える。山本・島田（2016）は、地域防犯事業が体感治安と犯罪不安、それぞれに及ぼす効果を分析し、地域防犯事業が体感治安を好転させると同時に不安やリスク知覚を高めると報告しているが、本調査結果から

は、個人が感じている不安の程度よりも、居住地域の治安の評価の方が警察の認知件数と一致の度合いが高いということが観察された。

ついで、罪種と体感治安との相関に注目すると、刑法犯全体との相関がもっとも高く、ついで強盗、凶悪犯、ひったくり、重要犯罪、重要窃盗となる。殺人との相関は低く、暴行は有意な相関とならなかった。人びとの居住地域に関する体感治安は、相当程度、警察による刑法犯認知件数と一致した。

人口あたり刑法犯認知件数と居住地域体感治安について、都道府県の散布図を図1に示した。人口あたりの刑法犯認知件数が多く、居住地域体感治安の悪い地域として

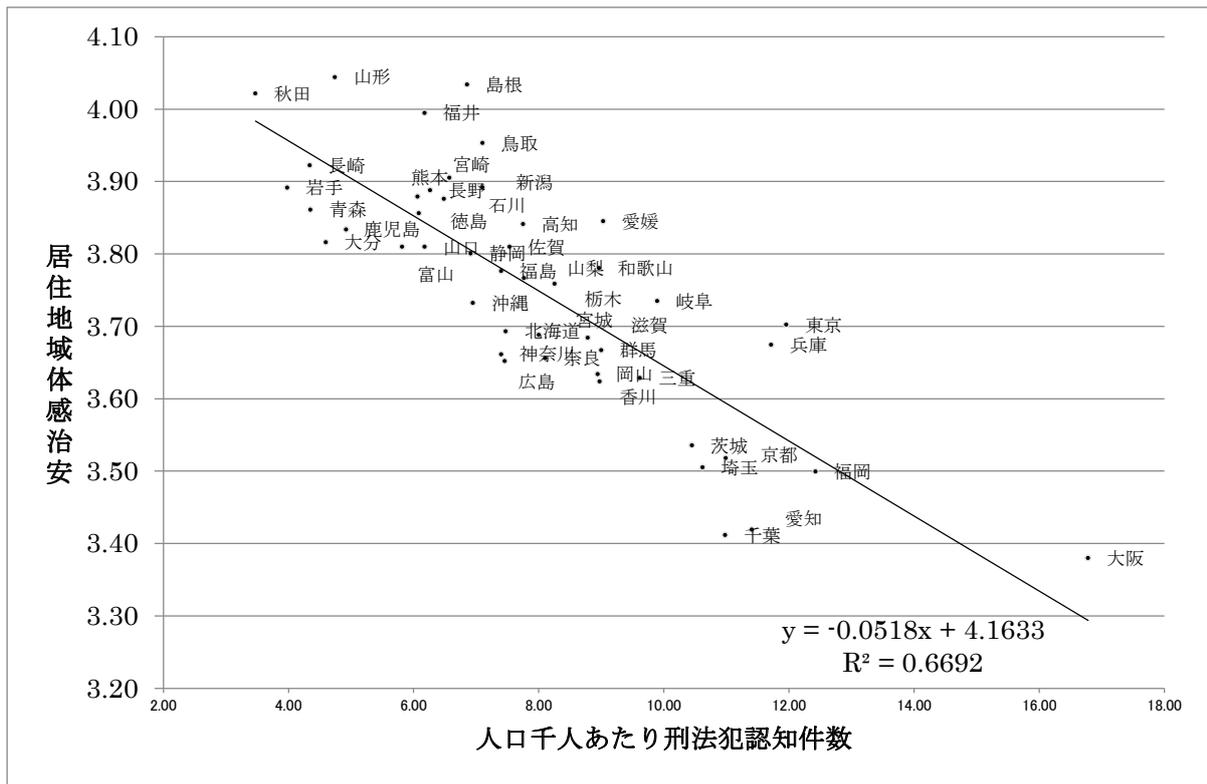


図1 人口あたり刑法犯認知件数と居住地域体感治安

注) 居住地域体感治安は、「悪い」1点～「よい」5点で測定。点数が高いほど「よい」という評価である。

大阪が突出し、ついで福岡、愛知、千葉、埼玉、京都、茨城が一群をなした。都市的な府県が多い。逆に刑法犯認知件数が少なく、体感治安が良好な県として秋田、山形、島根、福井、長崎、岩手、青森といった地域が一群をなした。

(2) 社会経済的指標と体感治安・犯罪不安の相関分析

社会経済的指標と体感治安・犯罪不安との相関分析を行った。刑法犯認知件数以外の体感治安・犯罪不安の規定要因を探索するためである。

表2 社会経済指標と居住地域体感治安・総合的犯罪不安の相関

	居住地域 体感治安	総合的犯 罪不安感	女性割合	昼夜間人 口比	1人あた り県民所 得	ジニ係数	人口あた り生活保
総合的犯罪不安感	.896**						
女性割合	.330*	.312*					
昼夜間人口比	0.182	0.144	0.211				
1人あたり県民所得	-.438**	-.556**	-0.213	.383**			
ジニ係数	-0.047	0.039	-0.089	0.072	-0.128		
人口あたり生活保護人員	-0.287	-0.122	-0.053	0.216	-0.178	0.268	
人口あたり在留外国人数	-.612**	-.659**	-.349*	0.138	.787**	-0.102	-0.111

注1) 女性割合は、各都道府県のサンプルにおける女性割合である。 注2) 昼夜間人口比は、平成22年国勢調査による。

注3) 1人あたり県民所得は、内閣府経済社会総合研究所「平成25年度県民経済計算」による2013年度の数値を用いた。

注4) ジニ係数は、総務省統計局「平成21年全国消費生活実態調査」による各都道府県内のジニ係数を用いた。

注5) 生活保護人員は、厚生労働省「被保護者調査（平成26年12月分概数）」を基に、指定都市・中核市をそれぞれの都道府県に組み込んで総保護人員を算出し、都道府県人口で除した数値を用いた。

注6) 在留外国人数は、法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表（2014年12月末）」を使用し、都道府県人口で除した数値を用いた。

2 変数間の相関係数を算出すると、サンプルにおける女性割合、1人あたり県民所得、人口あたり在留外国人数が有意な相関となった。1人あたり県民所得が高くなると体感治安が悪化し、犯罪不安が大きくなる。体感治安 ($r=-.44$) よりも犯罪不安 ($r=-.56$) との相関が高い。人口あたり在留外国人数が多いほど、体感治安が悪化し、犯罪不安が大きくなる。体感治安 ($r=-.61$)、犯罪不安 ($r=-.66$) とともに相関はほぼ同水準であった。社会経済指標は、体感治安より

も犯罪不安に対してより規定力を有していることが示唆される。

人口あたり生活保護人員と体感治安の相関は、 $p=.050$ と有意傾向であった。犯罪不安と有意な相関関係にはなかった。各都道府県内のジニ係数は有意とならなかった。

(3) 居住地域体感治安と総合的犯罪不安を従属変数とした重回帰分析

居住地域体感治安を従属変数とした重回帰分析を行った。その結果が表3である。

表3 居住地域体感治安を従属変数とした重回帰分析

	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		モデル5	
	β	p値								
人口あたり刑法犯認知	-0.57	0.000	-0.60	0.000	-0.74	0.000	-0.75	0.000	-0.58	0.000
女性割合	-0.03	0.699	-0.03	0.746	0.01	0.885	0.02	0.860	-0.02	0.861
昼夜間人口比率	0.43	0.000	0.43	0.000	0.30	0.001	0.31	0.002	0.31	0.001
1人あたり県民所得	-0.34	0.015	-0.38	0.001	-0.20	0.047	-0.22	0.125		
人口あたり生活保護人員	-0.29	0.003	-0.28	0.003					-0.22	0.020
人口あたり外国人数	-0.06	0.703					0.04	0.822	-0.29	0.023
N	47		47		47		47		47	
p値	$p<0.001$									
R ²	0.802		0.801		0.751		0.751		0.769	
調整済みR ²	0.772		0.777		0.727		0.721		0.741	

サンプルにおける女性割合、昼夜間人口比は統制変数として強制投入し、刑法犯認知件数、県民所得、生活保護人員、在留外国人数を独立変数として投入した。まずモデル1で全変数を投入し、ついで、県民所得、生活保護人員、在留外国人の3変数について探索的に投入/除去したモデルを作成した。なお、重回帰分析にあたって、多重共線性の検討のためにVIFをも算出したが、いずれも許容範囲内であった。

結果として、まず注目されるのは、他の変数の如何に関わらず、すべてのモデルにおいて刑法犯認知件数が頑健にもっとも高い効果をもっていたことである。社会経済指標の如何にかかわらず、居住地域体感治安を最も規定していたのは当該都道府県の刑法犯認知件数であり、このことに鑑みれば、人びとの居住地域に関する治安評価は、かなりの程度正鵠を射ているということである。

調整済み決定係数を参照すると、最もあてはまりがよかったのは、在留外国人数という変数を除去したモデル2である。このモデルに注目すると、1人あたり県民所得が高い都道府県ほど、そして人口あたりの生活保護人員が多い都道府県ほど、居住地

域体感治安が悪い。しかしながら、そうした社会経済指標よりも、人口あたり刑法犯認知件数の方が高い効果を有していた。

ついで、総合的犯罪不安を従属変数とし、同型の分析を行った。その結果を表4に示した。

表4 総合的犯罪不安を従属変数とした重回帰分析

	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		モデル5	
	β	p値								
人口あたり刑法犯認知	-0.56	0.000	-0.55	0.000	-0.63	0.000	-0.65	0.000	-0.58	0.000
女性割合	-0.07	0.464	-0.07	0.433	-0.05	0.561	-0.04	0.623	-0.04	0.661
昼夜間人口比率	0.41	0.000	0.41	0.000	0.35	0.000	0.36	0.000	0.24	0.015
1人あたり県民所得	-0.50	0.001	-0.49	0.000	-0.40	0.000	-0.44	0.003		
人口あたり生活保護人員	-0.14	0.153	-0.15	0.134					-0.05	0.641
人口あたり外国人数	0.02	0.904					0.07	0.683	-0.32	0.028
N	47		47		47		47		47	
p値	p<0.001									
R ²	0.762		0.762		0.749		0.750		0.692	
調整済みR ²	0.727		0.733		0.725		0.719		0.655	

居住地域体感不安と同様、いずれのモデルであっても、人口あたり刑法犯認知件数がもっとも強い規定力を有していた。調整済み決定係数を参照すると、居住地域体感治安と同じく、モデル2がもっともあてはまりがよかった。このモデルにおいても、刑法犯認知件数が $\beta = -.55$ と高い規定力を有していたが、1人あたり県民所得も $\beta = -.49$ と比較的高い効果があった。居住地域体感治安に対する所得の効果は $\beta = -.38$ であったことを鑑みると、居住地域体感治安に比べ、総合的犯罪不安の方が社会経済的要因の影響を受けやすいことが示唆される。

4) 罪種別犯罪不安の分析

ここまで居住地域体感治安と総合的犯罪不安とを分析してきたが、人びとの不安感に対する刑法犯検挙件数の効果をより詳細にみるために、質問紙でたずねた9項目の

罪種について同型の分析を行った。

まず、都道府県別の人口あたり刑法犯認知件数と、罪種別の犯罪不安との相関分析を行った。相関係数の高い順に並べ替えた結果を表5に示した。

表5 人口あたり刑法犯認知件数と罪種別犯罪不安との相関 (N=47)

罪種別犯罪不安	相関係数		p値
自転車盗	-0.838	***	0.000
乗物盗	-0.820	***	0.000
携行品盗	-0.767	***	0.000
暴力	-0.709	***	0.000
殺人放火	-0.665	***	0.000
性的犯罪	-0.643	***	0.000
侵入盗	-0.614	***	0.000
子ども	-0.608	***	0.000
特殊詐欺等	0.177		0.235
総合的犯罪不安	-0.782	***	0.000

注) 表中の罪種の設問における表記は以下のとおりである：侵入盗「住宅への泥棒(空き巣など)」、乗物盗「自動車、オートバイの盗難」、自転車盗「自転車の盗難」、特殊詐欺等「ふりこめ詐欺や悪質商法など」、携行品盗「すり、ひったくり、置き引きなど」性的犯罪「チカンや強制わいせつなど」、子ども「子どもへのいたづら、つきまといなど」、暴力「暴力(ケガをさせられる、なぐられるなど)」、殺人放火「殺人、強盗、放火」

最も相関が高かったのは自転車盗 $r = -.84$ であった。ついで、乗物盗、携行品盗となり、上位3位を窃盗犯が占めた。刑法犯認知件数の高い県にあっては、窃盗犯に対する不安感も高い傾向にあるということである。唯一、特殊詐欺等では有意な相関がみられなかった。

ついで、それぞれの罪種別犯罪不安を従属変数とし、居住地域体感治安、総合的犯罪不安ともにもっともあてはまりのよかったモデルを採用し、同一の独立変数を投入した重回帰分析を行った。その結果を、表6に示した。

表6 罪種別犯罪不安を従属変数とした重回帰分析

	侵入盗		乗物盗		自転車盗		特殊詐欺等		携行品盗	
	β	p値								
人口あたり刑法犯認知	-0.55 ***	0.000	-0.66 ***	0.000	-0.60 ***	0.000	0.05	0.749	-0.46 ***	0.000
女性割合	-0.18 †	0.093	-0.03	0.746	-0.04	0.630	-0.03	0.811	0.03	0.709
昼夜間人口比率	0.46 **	0.001	0.40 ***	0.000	0.32 **	0.001	0.15	0.341	0.28 *	0.010
1人あたり県民所得	-0.38 *	0.012	-0.32 **	0.006	-0.39 **	0.001	-0.11	0.540	-0.43 **	0.001
人口あたり生活保護人員	0.12	0.342	-0.16 †	0.095	-0.29 **	0.002	0.56 **	0.001	-0.39 ***	0.000
N	47		47		47		47		47	
p値	$p < 0.001$									
R ²	0.619		0.780		0.799		0.413		0.725	
調整済みR ²	0.572		0.753		0.774		0.341		0.691	

	性的犯罪		子ども		暴力		殺人放火	
	β	p値	β	p値	β	p値	β	p値
人口あたり刑法犯認知	-0.36 **	0.008	-0.41 **	0.008	-0.36 **	0.004	-0.33 *	0.014
女性割合	-0.08	0.486	-0.16	0.194	0.06	0.549	0.12	0.275
昼夜間人口比率	0.52 ***	0.000	0.43 **	0.004	0.37 **	0.002	0.27 *	0.035
1人あたり県民所得	-0.50 **	0.001	-0.43 *	0.012	-0.57 ***	0.000	-0.55 ***	0.000
人口あたり生活保護人員	-0.34 **	0.009	-0.22	0.121	-0.32 **	0.006	-0.21 †	0.087
N	47		47		47		47	
p値	$p < 0.001$							
R ²	0.603		0.499		0.690		0.625	
調整済みR ²	0.555		0.438		0.652		0.580	

*** $p < 0.001$ ** $p < 0.01$ * $p < 0.05$ † $p < 0.1$

本稿の問題意識に則し、人口あたりの刑法犯認知件数の効果に注目していく。侵入盗、乗物盗、自転車盗、そして携行品盗といった4種類の窃盗犯にあっては、刑法犯認知件数がもっとも強い規定力をもっていた。人口あたりの刑法犯認知件数が多い都道府県ほど、これらの罪種の犯罪不安が大きいということである。乗物盗、自転車盗では調整済み決定係数が.7以上となっており、かなりあてはまりのよいモデルとなっている。携行品盗においても刑法犯認知件数が $\beta = -.46$ と最も強い規定力を有していた。ただし、1人あたり県民所得の効果

も $\beta = -.43$ とほぼ同水準であった。窃盗犯に関しては、人びとの不安感は刑法犯認知件数を相当程度反映したものとなっていた。

他方、性的犯罪、子どもへの犯罪、暴力、殺人放火にあっては、一貫して1人あたり県民所得の規定力がもっとも強かった。経済活動の活発な都道府県であるほど、これらは身体犯的要素の強い罪種への不安感が強い。ただし、刑法犯認知件数も有意な変数であり、刑法犯の多寡が人びとの不安感を一定程度規定していることに変わりはない。また、携行品盗、性的犯罪、暴力にあっては、人口あたり生活保護人員にも小さ

くない効果がみられた。身体的接触の度合いの大きそうな罪種にあっては、居住地域の貧困が不安感に寄与していることが示唆される。

「ふりこめ詐欺や悪質商法など」とたずねた特殊詐欺等は、他の罪種とはまったく異なる様相を示した。人口あたり生活保護人員のみに有意な効果がみられ、しかもその効果は他の罪種と逆向きで、生活保護率の高い都道府県ほど不安感が低いという方向での効果であった。これ以外に有意に採用された変数はなく、特殊詐欺等への不安感とは別途、独自の分析の必要性が示唆される¹⁾。

4. 考察

先行する日本全体の体感治安に関する研究では、客観的な犯罪情勢との乖離が議論の焦点であった。だが、本調査で明らかにすることができた居住地域体感治安に関しては、都道府県レベルにおいて、その地域の人口あたり刑法犯認知件数を反映したのとなっており、人びとの体感はそれなりに正鵠を射ているものであった。すなわち、居住地域の治安に関する人びとの主観的評価は、かなり正しいものであると結論づけることができる。

総合的犯罪不安も同様であるが、居住地域体感治安と比べると、刑法犯認知件数の効果がわずかであるが小さい。したがって、総合的犯罪不安よりも居住地域体感治安の方が、人口あたり刑法犯認知件数をより敏感に反映することが示唆される。これは、犯罪不安・リスク知覚と体感治安とで異なる規定メカニズムがあると論じた山本・島田(2016)と符合する観察結果である。

いずれにせよ、「安全・安心」という政策スローガンに照らせば、「安全」が「安心」をもたらす社会メカニズムが存することが示唆される結果であるといえよう。

罪種別の犯罪不安を個々に分析すると、侵入盗、乗物盗、自転車盗、そして携行品盗といった窃盗犯にあっては、居住地域体感治安、総合的犯罪不安と同様、人口あたり刑法犯認知件数が強い規定力をもっていた。ただし、性的犯罪、子どもへの犯罪、暴力、殺人放火にあっては、刑法犯認知件数よりも1人あたり県民所得の規定力が強く、客観的な犯罪情勢のみならず、社会経済的条件の影響をより強く受ける不安感であることが示唆された。

「ふりこめ詐欺や悪質商法など」とたずねた特殊詐欺等は、本稿での分析枠組みでは解釈できない結果となった。他の罪種とは異なる不安メカニズムになっていることが示唆され、この不安感に関しては別様の分析枠組みが必要であることが課題として残された。

(淑徳大学コミュニティ政策学部教授)

【注記】本稿は、以下の学会抄録を元に、分析をさらに展開したものである。山本功、2016、「犯罪認知件数と体感治安・犯罪不安：47都道府県の分析」『日本行動計量学会 第44回大会抄録集』314-317。

注

1) 罪種別犯罪不安、総合的犯罪不安、居住地域体感治安の相関分析をおこなうと、他はすべてにおいて有意な相関関係がみられるが、特殊詐欺等は他のいずれの変数とも有意な相関がなかった。他の罪種とくらべ、特異な不安感である。

都道府県別に集計した特殊詐欺等の犯罪不安の基礎統計量は、 2.87 ± 0.094 ($N=47$) であった。得点順にみて特殊詐欺等不安が1標準偏差以上低い県は以下のとおりである。括弧内はzスコアである。沖縄3.11 ($z=2.22$)、大阪3.02 ($z=1.82$)、兵庫3.01 ($z=1.59$)、青森3.00 ($z=1.43$)、福岡2.99 ($z=1.29$)、広島2.96 ($z=1.08$) であった。これらの県は特殊詐欺等への不安感が低い。

逆に特殊詐欺等不安が1標準偏差以上高い県は以下のとおりである。長野2.70 ($z=-2.22$)、福島2.72 ($z=-1.82$)、埼玉2.72 ($z=-1.59$)、茨城2.72 ($z=-1.43$)、山梨2.73 ($z=-1.29$)、島根2.73 ($z=-1.18$)、岐阜2.75 ($z=-1.08$)。これらの県は特殊詐欺等への不安感が高い。

<参考文献>

Best, J., *Random Violence*, University of California Press, 1999

Hale, C., "Fear of Crime: A Review of the Literature", *International Review of Victimology* 4:79-150, 1996

浜井浩一「日本の治安悪化神話はいかに作られたか：治安悪化の実態と背景要因」*犯罪社会学研究* 29:10-26, 2004

浜井浩一（研究代表者）『治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計（日本版犯罪被害調査）の開発』（平成16年度～18年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）研究報告書）（課題番号16330016）、2007

浜井浩一・芹沢一也『犯罪不安社会』光文社、2006

法務総合研究所『研究部報告49（犯罪被害に関する総合的研究—安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査結果—）』

49, 2013

住民の意識調査に関する有識者研究委員会（事務局：警察庁生活安全局生活安全企画課・株式会社生活環境工房あくと）『（平成27年度警察庁委託調査研究報告書）地域の犯罪実態の分析に向けた意識調査に関する調査研究報告書』,2016 (<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/isikichosahoukokushohonpen.pdf>, 最終閲覧2016年4月16日)。

河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学—』岩波書店, 2004

公益財団法人日工組社会安全財団『犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第5回調査報告書—』, 2015

内閣府政府広報室『「治安に関する特別世論調査」の概要』, 2012

齊藤知範「女性の犯罪不安と防犯行動：社会学的視点にもとづく計量分析」, 日本行動計量学会第44回大会抄録集318-321, 2016

高木大資「都道府県ごとの調査方法の違いは回答に影響を与えるか：マルチレベルモデルを用いた検討」, 日本行動計量学会第44回大会抄録集310-313, 2016

山本功「2000年代における犯罪不安の推移」, 警察政策14: 89-104, 2012

——, 「犯罪認知件数と体感治安・犯罪不安：47都道府県の分析」, 日本行動計量学会第44回大会抄録集314-317, 2016

山本功・島田貴仁「地域防犯事業が体感治安と犯罪不安に及ぼす効果の研究：千葉県コンビニ防犯ボックスモデル事業を事例として」, *犯罪社会学研究* 41:80-97, 2016

若林直子・松本正生『「インターフェイス型調査」の目的と方法：各都道府県警察主体の『地域の治安』に関する住民意識調査の提案』日本行動計量学会第44回大会抄録集306-309, 2016